

平成 24 年 4 月 27 日  
総務省群馬行政評価事務所

### 調査の実施

<テーマ>

自動体外式除細動器（AED）の設置、維持管理及び使用に関する調査

群馬行政評価事務所では、随時、当事務所が企画・立案した調査を実施しています。

今回、平成 24 年 4 月から実施する上記のテーマの計画について公表します。

#### 連絡先

群馬行政評価事務所

評価監視官室

担当：出井

電話：027-221-1648

FAX：026-221-1649

# 自動体外式除細動器(AED)の設置、維持管理及び使用に関する調査

## 調査の背景

- 自動体外式除細動器(AED)については、平成16年の厚生労働省の通知以降、救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを使用しても医師法違反には該当しない。
- 急速にAEDの設置が普及。
  - ・平成22年12月販売累計台数約33万台のうち、医療・消防機関以外への販売台数は約25万台



- AEDの設置については、法的義務づけはなく、設置台数の全貌は不明。
- AEDの設置が望ましい場所に、必ずしも設置されていない現状。
- 全国的には、AEDの故障などにより、緊急時に使用できなかった事例等が発生。
- (財)日本救急医療財団の公表内容と地方公共団体のAED設置場所の情報に相違。



- 国の庁舎等の施設、国庫補助事業で設置されたAED、地方公共団体の施設、その他の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用の状況を調査し、関係行政の改善等に資する。

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 国の合同庁舎等の施設、国庫補助対象施設へのAEDの設置、維持管理及び使用の状況

- 国の合同庁舎や国庫補助事業による設置状況等を調査

### 2 地方公共団体関係機関等へのAEDの設置、維持管理及び使用の状況

- 地方公共団体の施設、駅などの公共施設等における設置状況等を調査

### 3 地方公共団体の普及施策の実施状況等

- 県及び市町村の普及施策の実施状況を調査

## 主要調査対象

### 調査対象機関

国の合同庁舎管理機関、単独庁舎維持機関等

### 関連調査等対象機関

県、市町村、関係団体等

## 調査実施期間

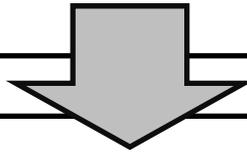
平成24年4月～7月(予定)

## 参考資料

資料1	自動体外式除細動器(AED)について……………	1
資料2	心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により 除細動が実施された件数……………	2
資料3	AEDの設置状況……………	3

## 自動体外式除細動器(AED)とは

- 心臓が心室細動を起こし心停止になった場合に、心臓に電気ショックを与え、心臓を正常に戻す(除細動する)医療機器
- AEDは、薬事法(昭和35年法律第145号)の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定(平成16年厚生労働省告示第297、298号)
  - ・「高度管理医療機器」(薬事法第2条第5項)  
医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合(適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。)において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。
  - ・「特定保守管理医療機器」(同法第2条第8項)  
医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。
- AEDの使用は医療行為であるため、①医師、②医師の指示の下での看護師、③救命救急士等の使用に限定

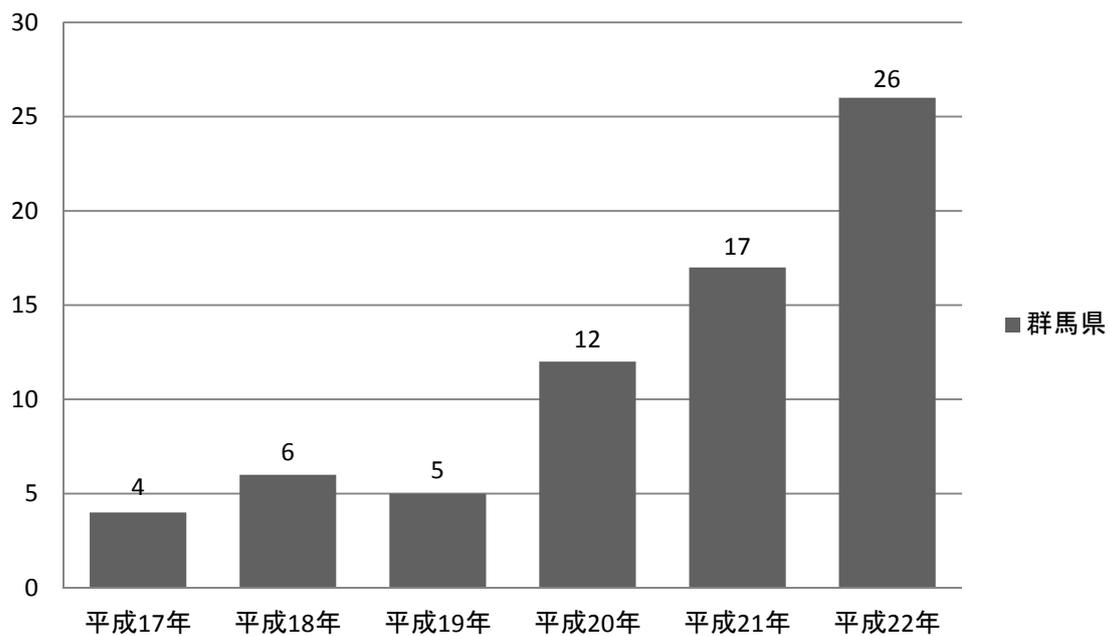


- しかし、平成16年7月、厚生労働省通知により、一定条件の下、非医療従事者もAEDの使用が可能  
(参考)「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(抜粋)  
(平成16年7月1日付け医政発第0701001号、厚生労働省医政局通知)
  - 1 AEDを用いた除細動の医行為  
心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反となるものであること。
  - 2 非医療従事者によるAEDの使用
    - ・救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることは、一般的に反復継続性が認められず、医師法違反にはならないものと考えられる。
    - ・一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための条件は、以下の4条件によるものとする。
      - ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。
      - ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。
      - ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること。
      - ④ 使用されるAEDが、医療機器として薬事法上の承認を得ていること。

## 心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数

- 心肺機能停止傷病全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数は、年々増加している。
- 群馬県における一般市民により除細動が実施された件数は、平成17年は4件であったところ、平成22年は26件となっている。

表 心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数



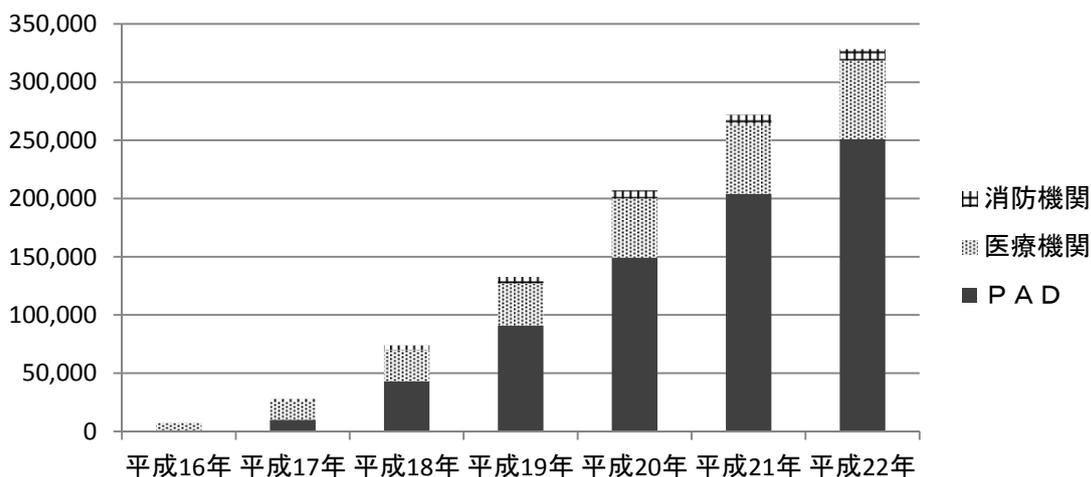
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
群馬県	4	6	5	12	17	26
全国	92	264	486	807	1,007	1,298

(注) 総務省消防庁の資料に基づき当事務所にて作成。

## AEDの設置状況

- AEDの個別の設置箇所や設置台数は把握できていない。
- 厚生労働省科学研究費補助金を活用した研究結果(注)によると、AED販売台数(累計)は延べ32万8,321台(平成22年12月現在)。これらのうち、一般市民が利用可能な除細動器(PAD(Public Access Defibrillation))は延べ25万1,030台(77%)であり、群馬県におけるPADの設置数は、4,420台である。

表 年別AEDの普及状況



	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
PAD	1,097	9,906	43,212	90,805	149,318	203,924	251,030
医療機関	5,946	15,766	26,659	36,097	50,754	60,132	67,647
消防機関	108	2,179	4,047	5,746	6,923	7,964	9,644

表 群馬県におけるPADの設置数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年
群馬県	2,516	3,417	4,420

(注)「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」  
 研究代表者:丸川征四郎(医療法人 医誠会 医誠会病院)  
 研究期間:平成21年4月1日～24年3月31日の3年間